

機能性表示食品制度に関する弊社の見解について

2025年7月8日

TIMA Tokyo株式会社
代表取締役 田中 翔

平素より弊社製品「オキシカット」、「ミトコントロール」をご愛顧を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

この度、お客様より機能性表示食品制度に関するお問い合わせを頂戴する機会が増えてまいりましたので、本制度に対する弊社の公式な見解と方針につきまして、改めて詳細をご説明いたします。

機能性表示食品制度と弊社の考え方

現在、国内には健康食品に関する制度として、国が定めた栄養成分の機能を表示する「栄養機能食品」と、事業者の責任において科学的根拠に基づき機能性を表示する「機能性表示食品」がごございます。

お客様より「オキシカットやミトコントロールはなぜ機能性表示食品の届出をしないのか」というご質問を頂戴することがございます。結論から申し上げますと、私どもは**製品の最も本質的な価値を守るため、現時点では届出を見送る**という経営判断をしております。

その理由は、以下の2点に集約されます。

1. ビタミン・ミネラルに関する制度上の原則

まず、弊社製品にも含まれるビタミン・ミネラルは、消費者庁の制度において「栄養機能食品」として扱われるのが基本であり、原則として機能性表示食品の対象とはなっておりません。例外的に、栄養機能食品の範囲を超える新しい機能性を科学的に証明すれば届出は可能ですが、制度の主旨とは異なります。

2. オキシカットの価値の本質と、制度との隔たり

そして、より本質的な理由が、私どもの製品哲学と制度の考え方の間に存在する、埋めがたい隔たりにあります。

私どもが製品で最も大切にし、特許技術の根幹としているのは、特定の単一成分が持つ機能性ではありません。コエンザイムQ10を主軸に、ビタミンC、L-グルタミン、L-シスチンといった複数の成分を「**独自の黄金比率で組み合わせることによる、総合的な働き**」です。この全ての成分による相乗効果が製品の心臓部であり、お客様にお届けしたい価値そのものでございます。

一方で、現在の機能性表示食品制度は、主に「どの単一成分が、どう働くか」を証明することを基本としています。そのため、仮に一部の成分単体で届出を行ったとしても、私どもが最も重要視する「組み合わせによる相乗効果」という技術的優位性を、制度の枠組みの中で正確に表現することは極めて困難なのです。

届出という「表示」を形式的に優先させるために、製品の根幹である「独自の配合」を変更することは、私どもがお客様にお約束する製品の価値そのものを損なうことに他なりません。

お客様へのお約束

お客様の「信頼できる製品を選びたい」というお気持ちは、私どもも全く同じでございます。だからこそ、私どもは安易に「表示」の形式に合わせるのではなく、製品そのものの「実質」を誠実に守り抜くことを選びました。

TIMA Tokyo株式会社は、これからも独自の特許技術に基づいた製品開発に邁進し、お客様の健康やかな毎日に貢献してまいります。そして、制度の動向を常に注視し、お客様に正確な情報を提供し続けることをお約束いたします。

今後とも弊社製品を変わらぬご愛顧のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上